# 京都府立体育館スポーツボランティア協議会会則

(名 称)

第 1 条 京都府立体育館スポーツボランティア協議会『はぐくみ』 (以下「はぐくみ」という)と称す。

(事務所)

第 2 条 「はぐくみ」の事務所は京都市北区大将軍鷹司町 京都府立体育館内に 置く。

(目的)

第 3 条 「はぐくみ」は、スポーツ活動に進んで参加できる環境づくりをめざして、 各会員が自主的でしかも日常的・継続的にスポーツにおけるボランティア活動 を行うことを目的とする。

(組織)

第 4 条 「はぐくみ」は、京都府立体育館が主催するスポーツボランティア養成講座 を修了した者を中心に登録した会員(以下「会員」という)で組織する。

(業務)

第 5 条 「はぐくみ」は、第3条の目的を達成するために次に掲げる諸事業を行う。

- (1) 高齢者及び障害者のスポーツ活動および他団体が開催するのスポーツ活動の支援
- (2) 会員の資質向上のための各研修会、講習会
- (3) その他、目的達成のために必要な事業

(役員)

第 6 条 1 「はぐくみ」には、次の役員を置く。

理事 5~7名(会長、副会長、会計、事務局長を含む) 会計監査 2名

名誉会長、顧問、アドバイザー等を置くことができる。

- 2 理事及び会計監査は総会で選出する。
- (1) 会長は理事の互選とする。
- (2) 副会長、事務局長は会長の指名とし理事会の承認を受けるものとする。
- (3) 名誉会長、顧問、アドバイザーは理事会の推薦に依り会長が委任する。

(役員の職務)

- 第7条 役員の職務については次の通りとする。
  - 1 会長は本会の業務を総括しこの会を代表する。
  - 2 副会長、事務局長は会長を補佐し、会長の事故あるときはあらかじめ 指名した順序で、その職務を代行するものとする。
  - 3 会長は理事会を組織し、総会の決議事項及びその他日常の業務を処理する。
  - 4 理事は会長の指示のもと会務を処理する。

- 5 会計監査は本会の財産について監査する。
- 6 本会には事業遂行上必要と認めた場合、各種委員会等置くことができる。

### (役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、2年とする。 (再任は、妨げない)

#### (会議)

- 第 9 条 1 「はぐくみ」の会議は、総会・理事会とする。
  - 2 総会は、会員及び役員で構成し、会長がこれを招集し主宰する。
  - 3 総会は、毎年1回とし、必要に応じて臨時総会を召集することができる。
  - 4 理事会は会長が必要に応じて召集し主宰する。

## (総会の権限)

- 第 10 条 次の事項については、総会に提出してその承認を受けなければならない。
  - 1 会則及び諸規定の改訂。
  - 2 事業計画及び収支予算案。
  - 3 事業報告及び収支決算報告。
  - 4 役員の選任及び解任。(理事並びに会計監査)
  - 5 財産に関すること。
  - 6 本会の解散。

#### (会議の運営)

- 第 11 条 1 総会・理事会は、有資格者の過半数(委任状出席も含む)の出席がなければ開催できない。
  - 2 会議の議決は出席者の過半数を以て決する。
  - 3 会議の議長は、会長、副会長または理事がこれにあたる。

#### (会 費)

第 12条 会費は、年額金1,500円を納付しなければならない。

#### (経費)

- 第 13 条 「はぐくみ」の経費は、次に揚げるものをもって充てる。
  - 1 会費
  - 1 寄附金品
  - 1 「はぐくみ」の主催する事業への参加料
  - 1 その他の収入

#### (事業年度)

第 14 条 「はぐくみ」の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に 終わる。

附 則 この会則は、平成11年11月 1日から施行する。平成13年 4月 8日 一部改訂平成14年 4月27日 一部改訂平成19年 5月13日 一部改訂